

益田市農業委員会第14回総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所 益田市役所 大会議室

3. 農業委員(出席15名)(欠席1名)

1 番 又賀 保(出)	2 番 大畑 美里(出)	3 番 須藤 寿人(出)
4 番 吉村 太(出)	5 番 大庭 清(出)	6 番 齋藤 浩文(出)
7 番 御神本康一(出)	8 番 田中 綾(出)	9 番 佐原 晃子(出)
10 番 領家 耕一(出)	11 番 松本 幸夫(出)	12 番 谷本 大輔(出)
13 番 柳田 継男(出)	14 番 豊田 志摩(欠)	15 番 宮川 有衣(出)
16 番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席22名)(欠席1名)

1 番 増野 六彦(出)	2 番 三輪 昌義(出)	3 番 澁谷 記幸(出)
4 番 澤江 浩一(出)	5 番 山根 健治(出)	6 番 寺戸 康人(出)
7 番 三浦 尚人(出)	8 番 田原 勝美(出)	9 番 野村 浩三(出)
10 番 寺戸豊太郎(欠)	11 番 ー	12 番 河野 正憲(出)
13 番 青木 伸爾(出)	14 番 中村 敏幸(出)	15 番 椋木 昭雄(出)
16 番 長谷川孝明(出)	17 番 豊田 繁雄(出)	18 番 中島秀一郎(出)
19 番 宮内 英之(出)	20 番 椋木 孝光(出)	21 番 岡崎 定佳(出)
22 番 渡邊 豊孝(出)	23 番 河野 光好(出)	24 番 三浦 和顕(出)

5. 提出議案

議第66号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第67号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第68号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第69号	農地でないことの確認について
議第70号	農用地利用集積計画の決定について
報第52号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第53号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第54号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第55号	電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 14 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、5 番の大庭清委員、6 番の齋藤浩文委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 14 番豊田志摩委員、農地利用最適化推進委員が 10 番の寺戸豊太郎委員です。 それでは、「議第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 山折町
事務局	本件は、3 条の無償移転に係る許可申請です。 土地の所在は、山折町の畑 3 筆、15,996 平方メートルです。譲り渡し事由は、個人事業で営んでいたが法人化したため、譲り受け事由は法人で事業を行うためでございます。 譲受人である法人は、農地法に基づきます、農地所有適格法人の要件を満たしており、農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 7 月 12 日に山根推進委員と譲り渡し人の〇〇さんと共に行いました。場所は山折町の〇〇の近くでございます。譲り渡し人と譲受人の〇〇さんは、〇〇さんが〇〇さんの娘婿だそうです。それでこの度事業継承をするということで、法人化したということです。このように若い人が意欲的に農業を継続していくということは非常にいいことですので、特に問題はないと思います。以上です。
西川友史会長	2 番 白上町
事務局	本件は 3 条の有償移転に係る許可申請です。 土地の所在は、白上町の畑 2 筆、1,087 平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に在住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は申請地に隣接する宅地を購入し、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
柳田継男委員	13 番柳田です。豊田委員が欠席ということで代わりに報告させていただきます。現地確認は 7 月 19 日に岡崎推進委員と行いました。申請地は〇〇を出て〇〇に入ってちょっと上がったところにあります。特に問題はないと思います。

西川友史会長	3 番 匹見町石谷
事務局	本件は 3 条の無償移転に係る許可申請です。 土地の所在は、匹見町石谷の畑 2 筆、528 平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に在住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は申請地に隣接する農地を両親が所有しており、申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
宮川有衣委員	15 番宮川です。7 月 19 日に現地確認を行いました。譲り渡し人の〇〇さんが相続されたんですが、県外に住んでおり耕作困難ということで、隣接地を耕作している〇〇さんをお願いしたそうです。〇〇さん立会いの下、確認したんですが、既に植付けもされていて特に問題ないと判断しました。以上です。
西川友史会長	本日の 3 条の申請につきましては以上 3 件でございます。 ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、「議第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 67 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	1 番 中島町 土地の所在は、中島町の畑 1 筆、89 平方メートルです。都市計画区域外で農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断します。転用目的は倉庫及び車庫で転用許可該当状況は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は地下浸透です。既に完了しているため、資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認を 7 月 13 日に大畑委員と行いました。現地は、中島町大塚というところで、ご主人が最近亡くなられて、奥さんが相続されたんですが、相続された土地に昭和 35 年頃に事務所と倉庫を設けておられたということで、これを農業委員会に申請して、転用しなければいけないということで始末書が出ております。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

西川友史会長 事務局	2 番 大草町 土地の所在は大草町の田畑 2 筆、349 平方メートルです。都市計画区域外で農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたします。転用目的は倉庫及び個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
西川友史会長 吉村太委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。 4 番吉村です。申請地は大草町の〇〇の道路向かいになります。現地は申請者が子供のころ、昭和 56 年頃から宅地として利用されているということでこの度は追認案件となり、始末書も添付されています。また周辺に農地もないので特に問題はないと思います。この現地確認は前々回の非農地の案件で出されたのを取り下げて今回 4 条申請ということでしたのでその時に確認しております。以上です。
西川友史会長 事務局	3 番 白上町 土地の所在は、白上町の畑 3 筆、395 平方メートルです。都市計画区域外で農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断します。転用目的は個人住宅で転用許可該当状況は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は既存の側溝に流します。既に完了しているため、資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
西川友史会長 柳田継男委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。 13 番柳田です。この土地は先ほど 3 条でも出ていた白上の土地の下の方に農地があったということが分かりまして、この度申請するものであります。土地改良区の意見書が添付されていますので問題ないと思います。
西川友史会長	本日の 4 条申請は以上 3 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら「議題 67 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議第といたします。
事務局	1 番 土井町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は土井町の畑 1 筆、253 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と

西川友史会長 大畑美里委員	判断いたします。転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いたします。 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
西川友史会長 事務局	2 番大畑です。現地確認を 7 月 13 日、又賀委員と行いました。申請地は土井町の〇〇の隣です。家が道路から奥まったところにあり、車の駐車スペースがないために、申請がありました。適当であると判断しました。 2 番 中島町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑 4 筆 1, 234 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いたします。
西川友史会長 又賀保委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。 1 番又賀です。現地確認は 7 月 13 日に大畑委員と行いました。場所は中島町の大塚というところです。この土地のすぐ西側に個人住宅が建ちました。そしてこのまた東側の土地には集合住宅が建ってしましてその挟まれた間を以前から見守りをしていたわけですが、草が 1 メートル以上伸びておりまして、どうにかならないものかと思っていたところ今回こうした事案が出まして隣の住宅を建設された業者の〇〇さんが買われるということになったわけです。特に問題ないと思います。
西川友史会長 事務局	3 番 久城町 本件は所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、久城町の畑 2 筆 261 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅及び車庫で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し、既存の側溝に流します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いたします。
西川友史会長 大畑美里委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。 2 番大畑です。現地確認は 7 月 13 日に又賀委員と行いました。申請理由は個人住宅を建設するため、排水は合併浄化槽を設置します。適当であると判断しました。
西川友史会長 事務局	4 番 高津四丁目 本件は所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、高津四丁目の畑 1 筆 3, 231 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は特別養護老人ホームで、転用許可該当条

西川友史会長 須藤寿人委員	項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し、既存の側溝に流します。資金証明については通帳の写しが添付されています。なお 30a を超える案件ですので常設審議委員会の審議事項となります。ご審議の程よろしく願いいたします。 続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。
西川友史会長 事務局	3 番須藤です。現地確認を 7 月 18 日に澁谷推進委員と二人で行いました。場所は、高津の〇〇からちょっと入ったところでございます。〇〇に隣接したところに〇〇があるにはあるんですが、どうも老朽化の影響で機能していないようで、その隣接している土地に〇〇さんの農地がちょうどあったのでそこに建てたいということだそうです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。 5 番 飯田町
西川友史会長 須藤寿人委員	本件は所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、飯田町の畑 1 筆 119 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたします。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は私道側溝に流します。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。 続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。
西川友史会長 事務局	3 番須藤です。現地確認を 7 月 18 日に澁谷推進委員と二人で行いました。場所は、飯田の中心に〇〇がありますが、それから西の方にずっと向かった一番奥まったところにあります。〇〇さんと〇〇さんは確か、いとこ同士の関係にあります。〇〇さんのお母様に認知が入ったようで施設に行くにも車を止める場所がなく、〇〇さんの土地が真ん前にあり、それを譲り受けて、駐車場にして、そこで乗り降りしたいということでございます。問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いします。 6 番 遠田町
西川友史会長 吉村太委員	本件は所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、遠田町の畑 5 筆 2,095 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたします。転用目的は倉庫、作業場及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。 続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。
	4 番吉村です。現地確認は 7 月 13 日に澤江推進委員と行いました。場所は遠田町の〇〇の東側に位置します。譲受人の〇〇の事務所拡張に伴い、敷地を広げて事務所や従業員の駐車場を確保するということです。現地は以前から、山林とまではいかないんですが耕作されておらず、周りにも農地がない

西川友史会長 事務局	ので問題ないと判断します。以上です。 7 番 西平原町 本件は賃貸借権に係る許可申請です。土地の所在は、西平原町の畑4筆1,412平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたします。転用目的は現場事務所で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、自社施工のためありません。ご審議の程よろしく願いいたします。
西川友史会長 大庭清代理	続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。 5番大庭です。7月15日に現地の確認を行いました。現場は〇〇から益田方面へ500メートルほど行ったところの右側にあります。耕作は現在されておらず、近隣にも農地はありません。〇〇が〇〇のためにそこに現場事務所を設けるということでした。賃貸借ですので工事が終わって事務所が要らなくなった場合、元に戻すという形になるそうです。特に問題はありません。よろしく願いします。
西川友史会長 事務局	8番 横田町 本件は所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、横田町の田1筆466平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し、既存の側溝に流します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。
西川友史会長 領家耕一委員	続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。 10番領家です。現地確認を7月19日に青木推進委員と行いました。既にこの周りには数件の家が建っておりまして、この件に関しましては改良区からの意見書も添付されており、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いします。
西川友史会長	本日の5条申請は以上8件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら「議題68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第69号 農地でないことの確認について」を議第といたします。

事務局	1 番 匹見町石谷
西川友史会長	申請地は匹見町石谷の 2 筆 638 平方メートルです。昭和 44 年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから非農地証明願が提出されたものでございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
宮川有衣委員	続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。
西川友史会長	15 番宮川です。先ほど 3 条に出られた〇〇さんですけども、相続の関係で土地の整理をしており、昭和 44 年頃からまったく耕作しておらず現況も山林化していたので、地目を合わせるために非農地証明を出されたということです。問題ないと思います。
事務局	2、3、4 番一括での説明をお願いします。匹見町石谷
西川友史会長	申請地は匹見町石谷の 6 筆 3,676 平方メートルです。平成元年及び平成 23 年頃から耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況です。いずれも地目を変更して保安林指定をするため非農地証明願が提出されたものです。ご審議の程よろしく願いします。
宮川有衣委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	15 番宮川です。7 月 19 日に現地確認に行きました。治山事業のために地目を変更するための提出で、砂防をつくるためということです。現況はすべて山林だったので問題ないと思います。
	本日の非農地の申請は以上 4 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。
	(なし、の声)
	そうしましたら、「議第 69 号 農地でないことの確認について」は承認の扱いといたします。
	続きまして、「議第 70 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局	3 番 匹見町澄川
西川友史会長	申請地は、匹見町澄川の田 1 筆 923 平方メートルです。5 年の使用貸借権設定です。
河野光好委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	匹見下の河野です。この案件ですが、〇〇さんと〇〇さんおられますが以前から〇〇さんが耕作をしておられたんですけども、この度利用権の設定をしていないことが分かりましたのでこのケースとなりました。特に問題はないと思います。

事務局 西川友史会長 青木伸爾委員	本日の利用権設定、申請は以上 3 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、利用権設定については承認の扱いといたします。引き続き一括方式について、事務局の説明をお願いします。 2～11 番 安富町 申請地は、安富町の田 16 筆 23, 211 平方メートルです。 5 年 8 ヶ月の賃貸借権設定です。 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	横田・安富地区推進委員の青木です。最初の〇〇さん、〇〇さんの二筆を今まで作っておられた方が健康上の理由で作れないということで公社を利用してこれを〇〇にという契約です。その次の〇〇さんの案件ですが、これは歳をとられて健康上の理由で出来ないということなので、公社を利用して〇〇に作ってもらうということです。その次の〇〇さん〇〇さんの件は以前は美濃地地区の方が作っておられたんですが、遠距離ですので耕作を依頼したいということですので、これも公社を利用した契約で、〇〇の方に依頼ということです。その下の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、これは本人の年齢と、〇〇さんは山口県在住ということなどもあり、耕作を依頼したいということですので〇〇に依頼ということです。ご審議の程よろしく願います。 ただいまの〇〇の件で事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。お気づきの点・ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、2 番～11 番までの件は承認の扱いといたします。
事務局 西川友史会長 青木伸爾委員 西川友史会長	12 番 本俣賀町 申請地は、本俣賀町の田 2 筆 1, 108 平方メートルです。 4 年 5 ヶ月の使用貸借権設定です。 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 同じく青木です。作っておられた〇〇さんが健康上の理由で柿木の方から通うのも難しいということで〇〇さんにご依頼されました。ご審議の程よろしく願います。 同じく 12 番に関しましても事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。お気づきの点・ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声)

	そうしましたら、12 番の本俣賀町の件につきましても承認の扱いといたします。
事務局	16 番 向横田町
西川友史会長	申請地は、向横田町の田 1 筆 2,078 平方メートルです。 5 年 8 ヶ月の賃貸借権設定です。
椋木昭雄委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	推進委員の椋木です。7 月 9 日に松本委員と現地確認を行いました。所有者の〇〇さんの方が現在 2 町水稻を耕作されていますが、高齢になって、半分にしたいということで法人の方に依頼ということでした。特に問題はないと思います。 ただいま 16 番に関しまして事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。お気づきの点・ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、16 番の向横田町の件につきましても承認の扱いといたします。
事務局	1 番 金山町
西川友史会長	申請地は金山町の田 1 筆 2,001 平方メートルです。 8 年 5 ヶ月の使用貸借権設定です。
三浦尚人委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	鎌手の三浦です。出し手の方のほうが相続で名義が変わられたので、この度一括方式で申請があったものでございます。実際、〇〇さんの方は耕作しておられ、問題が出るような案件ではありません。以上です。
事務局	13 番、14 番 本俣賀町
西川友史会長	申請地は本俣賀町の田 2 筆 2,412 平方メートルです。 4 年 5 ヶ月の使用貸借権設定です。
中村敏幸委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	豊田・梅賀山地区の中村です。13、14 の〇〇さん、〇〇さんいずれもご高齢で耕作できないため長男の〇〇さんがつくるといことで特に問題ありません。公社契約です。以上です。
事務局	15 番 本俣賀町
	申請地は本俣賀町の田 1 筆 360 平方メートルです。

西川友史会長	4年5ヶ月の使用貸借権設定です。
中村敏幸委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	引き続き中村です。所有者の中村清人さんの360平方メートルと非常に小さい圃場ですけども、今は耕作されてなくて隣で耕作されている〇〇さんが作るようになりました。ちなみに〇〇さんは90歳をこえるご高齢で、作っておられません。公社契約です。以上です。
事務局	17・18番 白岩町
西川友史会長	申請地は白岩町の田2筆4,228平方メートルです。 3年8ヶ月の賃貸借権設定です。
長谷川孝明委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	高城地区の長谷川です。7月9日に松本委員と椋木推進委員と現地確認を行いました。〇〇さんと〇〇さんが今年から水稻の作付をやめたいということで、〇〇さんの方をお願いをしたという案件でございます。公社の一括の契約になっております。問題はないと思います。
事務局	19番 虫追町
西川友史会長	申請地は虫追町の畑1筆710平方メートルです。 3年5ヶ月の使用貸借権設定です。
椋木孝光委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	中西担当の椋木です。所有者の〇〇さんですが、津和野の方に住んでおられまして、この畑は保全管理がされております。借受人の〇〇は〇〇さんの隣の畑、またその近辺の畑を借りて、これまではたまねぎ、今年からは大豆を植えております。ちょうど隣が空くなら借りたいということでございますので問題ないと思います。よろしくお願いします。
事務局	20番 美濃地町
西川友史会長	申請地は美濃地町の田2筆3,130平方メートルです。 16年5ヶ月の使用貸借権設定です。
中島秀一郎委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	美濃地区担当の中島です。現地確認は7月13日に山根委員さんで行いました。昨年まで〇〇さんが耕作されておられたんですが、この度、公社を通して〇〇に集積して、もう作付けもされておりますが特段問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
	ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。お気づきの点・ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。
	(なし、の声)

事務局	そうしましたら、「議案第 70 号 農用地利用集積計画の承認について」は承認の扱いといたします。 それでは、議事が終了となりますので、報告事項について 52 号から順次、事務局の説明をお願いします。 「報第 52 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」 届出件数は、26 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 5 件です。 「報第 53 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」 届出件数は、6 件です。解約理由は、1 番及び 2 番につきましては栽培品目の変更のため、3 番及び 4 番につきましては労力不足のため、5 番及び 6 番につきましては法人を解散するため、それぞれ合意解約がなされたものです。 「報第 54 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」 届出件数は 1 件です。解約理由は、耕作者が亡くなったため合意解約がなされたものです。 「報第 55 号 電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について」 報告件数は、1 件です。申請地は匹見町匹見の畑 1 筆の一部転用です。事業施行者は〇〇でございます。報告は以上でございます。
西川友史会長	報告事項について、通しで何かご意見やご質問などございませんか。 (なし、の声) それでは、本日の議事・報告共に終了となります。第 14 回総会を終わりたいと思います。 閉会 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。 会 長 5 番

	6 番
--	-----